

《保育施設等が日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入している場合》

保育施設等管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含む **すべての** 医療費の自己負担額(保険診療分2割)の **合計金額** が...

1,000円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になります。

医療機関の窓口で、健康保険証を提示し、  
医療費の自己負担額(保険診療分2割)を支払います。  
※ 子ども医療証(乳幼児)は使用しないでください。

お子さんが通われている保育施設等を通じて  
センターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。

センターの審査基準に該当すると...

センターから災害共済給付金が給付されます。

1,000円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象になりません。

医療機関の窓口で、健康保険証と  
子ども医療証(乳幼児)を提示します。  
※保険診療分2割は、自己負担なしです。

子ども医療証(乳幼児)を使用しなかったが、  
センターの審査基準に該当しなかった。又は、子ども医療証  
(乳幼児)を使用せず治療が完了したが、医療費の  
自己負担額(保険診療分)が1,000円未満だった。  
などの場合は...

こども家庭課に、保護者が申請すれば、  
支払った医療費(保険診療分2割)が返還されます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額(保険診療分2割)に2割分加算され、4割給付されます。
- ② 負傷等の初診から最長10年間申請できるため、小中学校に進学したり、市外に転出した場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができます。